

令和3年7月14日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域

(株) 加賀屋組 秋田県秋田市川尻町字中島212番地1号

令和3年7月14日～令和3年8月27日（1ヶ月2週）

地域2（東北支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

当該有資格者は、秋田県発注工事において、実際の下請負契約関係と異なる虚偽の施工体制台帳等を作成し、その写しを県に提出した。

このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年6月4日に建設業許可部局である秋田県知事から7日間の営業停止処分を受けた。

また、これらのことを受け、東北地方整備局が令和3年7月7日付けで当該有資格者に対する指名停止措置を行っている。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のこととは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第10号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

| 措置要件 | 地域及び期間 |
|---|----------------------------|
| (建設業法違反行為) 10 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 | 発生地域について当該認定をした日から1月以上9月以内 |

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以上